

2 - 2 社団法人青い森農林振興公社

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理 事 長	秋谷 進	県所管部課名	農林水産部 構造政策課	
設立年月日	昭和46年4月13日	出 資 金	10,200千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,100千円	50.0%	
	つがる市	340千円	3.3%	
	青森市	260千円	2.5%	
	十和田市	260千円	2.5%	
	弘前市	240千円	2.4%	
	五所川原市	240千円	2.4%	
	八戸市	220千円	2.2%	
	東北町	200千円	2.0%	
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%	
	むつ市	180千円	1.8%	
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	14名	1名	
	監 事	2名	名	
	職 員	55名	36名	県派遣18名
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	5,788,737千円	(その他参考)	
	当期支出	5,772,600千円	県からの補助金	1,116,450千円
	(うち事業費	2,463,852千円)	県からの無利子借入金	20,291,721千円
	当期収支差額	16,137千円	県からの受託料	172,336千円
			県の損失補償	16,319,262千円

(2) 沿革

当法人は、昭和46年4月13日に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための公益事業、森林の造成及び整備に関する収益事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資している。

なお、分収造林事業については、後述するとおり、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきであると考えられるところ、現在、所管課において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、外部有識者を含めた検討委員会を開催して、分収造林の今後の方向性を検討しており、平成17年度中に検討結果が示されることになっていることから、その検討結果を踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。

イ 経営状況

当法人の経営状況は、返済原資である将来の事業収入が不確定である分収造林事業に係る借入金を含む多額の借入金（平成16年度末約366億円）をかかえていることや、森林会計における分収林（10,240ヘクタール）の資産評価については、現時点において育成段階であるため市場価値がほとんどなく帳簿価額を大きく下回っていること、また、農村会計における農地保有合理化事業に係る長期保有農地及び滞納小作料等の今後の発生及び解消の状況によっては、大きな損失が発生しかねないことから、当法人は、大きなリスクを抱えた経営を余儀なくされている状況にある。

このような当法人の経営事情を勘案すると、当法人の職員の給与が現在においてもなお県職員と同額とされていることについては、疑問を持たざるを得ない。

「当法人の業務は、国、県の施策と連動し、本来であれば県が実施すべきものを法令、条例等に基づき実施しているのであり、県に代わって業務を実施していることから、給与体系は、県に準じている」との説明が当法人からあったが、民間の企業が公の施設の指定管理者になった場合にその職員の給与を県職員に準じて高くするということが一般的と考えられないように、公社等の職員の給与が県に準拠する積極的な理由はないと当委員会は考える。

したがって、当委員会は、当法人の経営状況に応じた職員の給与の見直しを速やかに行う必要があると考える。

ウ 業務執行状況

(ア) 分収造林事業

分収造林事業は、事業費の全てを借入金と補助金で賄う仕組みとなっており、借入金（県199億円、農林漁業金融公庫136億円）の返済原資である将来の事業収入（立木伐採収入）が不確定であり、特に、当法人設立の昭和40年代と現在とを比較すると、外材の輸入割合が約4割弱から8割へと拡大し、スギの木材価格が約4分の1に低下し、人件費は約5倍になってきており、分収造林事業開始時と現在とでは、事業収支に係わる条件が大幅に変化してきており、標準伐期齢が到来する平成36年の木材価格が不透明であり、精密な長期収支試算を行うことは困難を伴うものの、収益事業としてはもはや存続困難であると考えられ、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からの提言の「分収造林事業については、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」、「県行造林への移行に当たってはさまざまな課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入る事」について、当委員会としても強く求めるものである。

これについては、現在、県において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、当法人が実施してきた分収造林事業の意義及び評価等、分収造林事業の今後の方向性、

分収造林事業の県への移管の妥当性、当法人の債権・債務を県が継承することの妥当性、分収割合のあり方、県行造林に移行した場合の経営方針等について検討しており、平成17年度中に検討結果が示されることになっていることから、その検討結果を踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。また、県行造林への移行に際して、移行時期・債務切替等の具体的スケジュールについて検討し明確化することを望む。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底・間伐等の収入確保対策を進めること」との提言があった。

これについては、「経費削減については、これまでも相当程度取り組んでおり、1ヘクタール当たりの造林経費は、ピーク時（平成11年度）の31パーセントまで減少しており、今後は、さらにコスト削減を図るため、列状間伐や公社独自の歩掛、より広範囲な団地化施策について検討を進めることとし、間伐等の収入確保対策については、伐採面積33.6ヘクタールを実施し、105万円の収入を確保した」との回答があった。

経費削減の一環として、平成14年度から6年間にわたり実施する予定の分収割合の見直し（公社6：契約者4から7：3への変更）については、平成16年度までで同意率28.3パーセントにとどまっている。引き続き当法人の現状を契約者に対して誠意を持って説明し、理解を得る努力が必要である。特に市町村の分収割合についてさらに引き下げることや、長期的視点に立って公益的価値の高い森林については当法人の分収にかかわる権利を買い取ってもらう等の新たな取組についても検討の余地があろう。

この他にも、当法人は分収造林契約期間の延長や農林漁業金融公庫借入金の低利資金への借換え等にも取り組んでおり、引き続きこれらの経費削減策を徹底するとともに、積極的に間伐等の収入確保対策を進めることを期待したい。

分収造林事業は、近年の木材価格の下落状況から、将来において相当の損失が予想されている。平成15年度の長期収支試算は164億円の赤字予想であったが、平成17年度においては、木材価格が更に下落しているため赤字額が更に拡大する見込みであることを考えると、県は、今後も長期収支見込みについて県民に対して定期的に情報公開して欲しい。なお、将来的には、上記損失額を補填する仕組み、財源等の検討が必要となるが、県の所管課においては、国や他の都道府県と連携しながら、分収造林事業の赤字解消・軽減について、より実効性の高い解決策を検討して欲しい。

（イ）農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するために、規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れて、担い手農家に売渡し又は貸付ける事業であるが、事業規模を平成12年度と平成16年度を比較すると、農地買入面積は54パーセントに、借入面積は71パーセントにそれぞれ減少してきている。

これは、農産物価格の低迷や後継者不足等により担い手農家が規模拡大に慎重になっていることなどがあげられるが、このような状況の中で、農地売買事業における長期保有農地（売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、5年以上保有している農地）は、件数35件、面積131ヘクタール、買取価格4億6,200万円となっており、また、農地貸借事業等における小作料等の滞納状況は、滞納者数102名で滞納金額が1億9,122万円と、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消が大きな課題となっているものである。

このことについて、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「滞納小作料の回収及び長期保有地の処分タイムスケジュールと数値目標を立てること」、「滞納小作料の回収について、法的措置を今まで実施していない等回収手続が徹底していない点があるので、債権管理を適正化することにより回収率の向上に努めること」、「長期保有農地の実勢価格に基づいた含み損の把握及び売買価格の柔軟な対応による早期処分の検討に取り組むこと」と

の提言・指摘があった。

これについては、当法人から「債権回収を円滑に進めるため、『小作料等滞納整理及び長期保有農地売却推進要領』を制定し、裁判所等からの支払督促及び民事調停の申立てを行うなどして、厳正に滞納小作料等の解消に努めていくこととしている」、「平成17年度から専門の債権管理・回収の体制を整備し、債権管理回収員が債務者等と面談し、未納小作料及び長期保有農地の解消可能性ごとに区分し、解消に当たっている」との回答があり、債権回収専門員2名が4月から配置され、8月までに滞納者等129名中111名と面談等を行い約30百万円の滞納等の解消が図られるなど、一部効果が現れていることから、当委員会としては、今後更に滞納小作料の回収及び長期保有地の処分が計画的に進んでいくことを期待したい。

また、長期保有農地については、当法人から、「長期保有農地の買取価格と時価見積額との推定差損額は、約1億3,200万円となっているが、長期保有農地は、当初の買取予定者に対して当法人の買取価格で売却され、当初の買取予定者が買取りできない場合は、第三者に売却した上で、その差損額を当初の買取予定者に請求することとしている。また、概ね30パーセント以上下落し、かつ、簿価での売却が困難な農地については、簿価と時価評価額との差額を合理化事業用地損失引当金として2,935万円計上している。今後、売渡価格の柔軟な対応により早期の売却を進めることとしている。」との回答があった。

農地の価格は、下落傾向にあり、今後も上昇することはあまり期待できないことから、損失が確定することを恐れて処分を先延ばしにしていると、損失が徐々に拡大していく恐れがある。したがって、当委員会としては、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分することを望む。

また、長期保有農地の原因となっている農地売買事業の内の「一時貸付事業」については、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から、「農地を買い取って一定期間本法人が保有する一時貸付事業については、経営上のリスクが大きいことから、この事業方式の長期的な廃止を含めた検討をすること」との指摘があった。

これについては、「一時貸付事業は、担い手農家からの要望が強く、また、農地保有合理化事業の基幹を構成する事業であるため、直ちに廃止することは困難であり、現在設定している20ヘクタールの枠を毎年2ヘクタールずつ削減し、将来的には、現在実施している長期保有農地の発生防止対策やリスク軽減対策の効果を踏まえ、事業の廃止も含めて方向性の検討を進めることとしている」との回答があった。

一時貸付事業に係る農地の取得財源は、金融機関からの借入金であるが、当該借入金については、県が損失補償をしているので、長期保有農地が発生しないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努め、県財政の負担にならないように十分に留意して欲しい。

(ウ) 事業の広報活動

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「事業の広報活動（情報公開も含む）に関してもさらに強化してほしい。」との提言があった。

これについては、当法人から「ホームページの内容の一層の充実を図るほか、定期的にパンフレットの作成、情報公開などの広報活動に積極的に対応する」との回答があったので、今後の取組について期待したい。

(エ) 内部監査の制度確立

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「内部監査の制度確立と実施・強化に早急に対応すること」との提言があった。

これについては、「早急に体制を確立する」との回答があったので、速やかに取り組んでいただきたい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行
分収造林事業については、事業形態や将来の木材需要が不透明であることなどから収益事業としては存続困難であり、「青森県分収林のあり方検討委員会」における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること。

また、県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底・間伐等の収入確保対策を進めること。

イ 農地保有合理化事業の一時貸付事業における事前チェックと経営指導の徹底等

一時貸付事業を当面は継続実施するとしても、滞納小作料及び長期保有農地が発生することのないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努めること。

また、滞納小作料等の回収の徹底について努めるとともに、一時貸付事業により発生した長期保有農地については、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分すること。

ウ 経営状況に応じた給与の見直し

当法人の職員の給与は、県に準拠しているが、県に準拠する積極的な理由はなく、分収造林事業に係る返済の見込みの立たない多額の借入金や農地保有合理化事業に係る大きなリスクを抱えた経営事情を勘案すれば、むしろ当法人の職員の給与が県職員と同額とされていることは疑問であるので、給与の見直しを検討すること。

最後に、当法人の実施している分収造林事業及び農地保有合理化事業については、過大なリスクを抱えているものであり、将来において県民に多大な負担を強いることがないよう、危機感を持って経営に望むことを期待したい。

